

# 市立四日市病院

## 第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査及び行政監査
- 2 監査対象 市立四日市病院
- 3 事前調査期間 平成20年7月 1日
- 4 監査期間 平成20年7月15日
- 5 監査対象年度 平成19年度
- 6 監査対象事項 財務事務等
- 7 監査方法 財務事務等が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかなどに重点をおいて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査調書に基づく質問により行った。

## 第2 監査対象の概要

市立四日市病院・事務局3課の主な業務内容及び職員数（平成20年6月1日現在）は、次のとおりである。

### 【総務課】

院内諸規程、職員の人事管理・給与事務、事業計画・実施計画、病院運営の改善、工事の契約、業務状況の公表・事業報告・統計、病院用財産の使用許可、高等看護学院、物品の調達・修繕発注・検収、物品の総括管理事務、貯蔵品の出納・保管、現金・有価証券の出納・保管、会計伝票の審査・執行、財務諸表の作成・決算資料の提出、予算の原案作成・統制、医療システムの調査・研究、電子計算機の適用業務の開発・処理、電子計算機の管理運用に関する業務等を所掌する。（職員19名、嘱託職員2名）

### 【新病棟整備課】

病棟増築・既設改修にかかる計画・整備推進、土地・建物・設備の維持管理・修繕、工事の設計・施行並びに監督・検査、防災・警備、建物の清掃・廃棄物の処理、器械備品等の点検整備に関する業務等を所掌する。（職員5名、嘱託職員1名）

### 【医事課】

患者の受付・入院・退院、診療報酬その他医業収入金の徴収、診療証明書、医事統計、診療報酬の請求に必要な関係法令等に基づく報告・届出・許可・認可等の諸手続、栄養管理室にかかる経理事務・連絡調整に関する業務等を所掌する。（職員9名）

## 第3 監査結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに行政監査として、旅費の執行状況、時間外勤務の状況、原課契約工事の施工状況、負担金支出団体の決算状況及び業務棚卸表について監査の結果、次の指摘事項及び所見のとおり、注意、検討又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたってはこれらに十分留意するとともに、改善を要するものについてはその措置を講じるよう要望する。

なお、改善の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

## 1 指摘事項

### (1) 文書管理について

支払にかかる決裁文書に決裁日の漏れているものが見受けられた。決裁日は支払いの基準日となるので、今後、決裁日の記入漏れがないよう注意すること。 【注意事項】

## 2 所 見

### (1) 業務棚卸表による評価について

業務棚卸表に対する自己評価の基準にバラツキが見られる。新病棟増築・既設改修事業の進捗状況や適正な保険請求事務や未収金の回収など達成度を評価する指標の基準を事務局内で検討すること。 【検討事項】

### (2) 医業未収金について

職員一丸となって未収金の整理回収に努力しているが、過年度未収金は毎年増加傾向にある。公平性を欠くことなく、一層整理回収に努めるとともに、不納欠損処理については、債権者の特殊事情などを考慮し十分精査して適切に行うこと。 【努力要望事項】

### (3) 委託契約について

病院において、電算業務、施設管理、医事業務、給食業務など各種の委託契約を締結しているが、毎年同額で契約しているものも見受けられる。作業内容や作業人員など委託する業務内容や不要な業務が発生していないのかを精査して、外部委託の効果を検討のうえ、契約金額を抑える努力をすること。 【努力要望事項】

### (4) 職員一人ひとりのコスト意識の醸成について

部門別原価計算を早期に行い、どの部門にサポートが必要か分析する必要がある。また、月次試算表を活用して各診療科の収支状況を分析し、これらの経営情報を有効に活用して、医師、看護師をはじめ、職員一人ひとりのコスト意識の醸成につながるよう努力すること。 【努力要望事項】

### (5) 病院経営の健全化について

地域の中核病院としての高度医療サービスの提供は、健全な経営収支の上にその発展や継続性が保証される。医療スタッフの確保など経営改善計画の進捗管理を確実にを行い、患者数の減少に歯止めをかけ、医業収入を確保のうえ、単年度収支の黒字化、累積欠損金の解消に向けて一層努力すること。 【努力要望事項】

### (6) 労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

ア 時間外勤務が恒常化している職場が多く、年間360時間を超える職員も多く見受けられる。また、特定の職員に業務の集中が見られるため、各所属長は係間での応援体制や事務分担の適正化、平準化を図ること。さらに、職員の健康管理の面から、労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を図り、時間外勤務の縮減に向けた取り組みに努めること。

【努力要望事項】

イ 特に、下記の所属にあっては次の事項について検討を求める。

厚生労働省が過労死の労災認定基準として定めた疲労の蓄積の要因となる時間外労働時間の目安としている「発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月ないし6か月に

わたって、1か月あたりおおむね80時間を超える」過重な労働の状況が見受けられるため、早急にこれを解消するための対応策を検討すること。 【検討事項】

上記対象課～【総務課】【医事課】